

奈良県告示第三百八十二号

奈良県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（平成十年三月奈良県告示第六百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第二条中「奈良県土木部まちづくり推進局建築課」を「奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課」に改める。